省　令

○農林水産省令第七号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

一　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）第八十二の三条第一号

二　漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）第八十四条第一号

附　則

この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第十三号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第十号（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づく文部科学大臣が定める数）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十二日　　文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～五　［略］	一～五　［同上］
六　試合当たり投票種類数が四であり、かつ、対象となる試合の数が六であるスポーツ振興投票　四	［号を加える。］
七　試合当たり投票種類数が四であり、かつ、対象となる試合の数が十であるスポーツ振興投票　六	［号を加える。］
八～十二　［略］	六～十　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年一月二十一日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十二日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26－1	ＬＯＲＩＳ S9446M	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３－13－４
交　N26－2	ＬＡ　ＲＯＳＥ　ＵＬＴＲＡ K9338T	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３－13－４
交　N26－3	電動アシスト自転車 ＭＢ－ＥＢ46－４Ｆ	株式会社コウメイ 兵庫県姫路市夢前町山富１－２
交　N26－4	ＮＩＮ ＴＯＢ26	株式会社ＮＩＮ 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１－５　南仲ＴＯビル302
交　N26－5	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＣＬＳ206	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N26－6	Ｅ－ｂｉｋｅ　ＣＹＲＱ ＥＮＴ－ＭＴ01	株式会社アントレックス 東京都新宿区新宿２－19－１　ビッグス７Ｆ
交　N26－7	Ｐ－201Ｅ Ｐ－201Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－8	Ｐ－261Ｅ Ｐ－261Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－9	Ｖ１ Ｖ１	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－10	ＰＥＬＴＥＣＨ－16Ｈ型 ＸＲＣ－163Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101
交　N26－11	ｅ－ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ－206Ｆ Ｄ－Ｆ ＥＢ－ＦＤＢ－Ｂ206Ｒ－ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26